

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談（無料／事前に要申込）

所得税・消費税などの申告（譲渡・贈与・相続関係を除く）や、所得税申告書の書き方について相談できます。会場で作成した申告書は当日提出できますので、作成に必要な書類をお持ちください。

ただし、申告書の提出のみの場合は受け付けできませんので、直接、立川税務署へ提出してください。

◇期日 2月6日（火）・7日（水）の午前9時15分～11時30分、午後1時～3時45分
◇場所 市役所1階市民ホール
◇対象
＊年金受給者で、公的年金等の収入金額が400万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

＊給与所得者で、年末調整をしていない方 など
＊高額所得者や相談内容が複雑な方は、税務署の作成会場をご利用いただくか、各自で税理士に相談（有料）してください。

◇持ち物 源泉徴収票、マイナンバーカード、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書など
＊還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。

◇申し込み 1月10日から無料申告相談事前申し込み専用電話 ☎03-6745-6352、または、専用サイトで

申し込み専用サイト▼
※当日分の入場整理券を午前9時15分から市役所1階市民ホールで配布します（なくなり次第終了）。

申告書の作成・提出会場
所得税（復興特別所得税）・贈

与税・個人消費税の申告書を作成・提出できます。公共交通機関で会場ください。

◇期日 2月16日（金）～3月15日（金）の平日、2月25日（日）
◇時間

＊相談 午前9時～午後5時（受け付けは午前8時30分～午後4時）
＊申告書の提出 午前8時30分～午後5時

※入場整理券を事前に国税庁公式LINEアカウントで発行するほか、当日分を立川地方合同庁舎1階で配布します。

国税庁公式LINE▼
※入場整理券をお持ちでない方は入場できません。
※混雑時は、早めに受け付けを終了することがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎
◇持ち物
＊確定申告に必要な書類
＊マイナンバーカード
＊スマートフォン（お持ちの方のみ）

所得税の還付について

給与所得などのある方で、令和5年中に次のような理由で源泉徴収税額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ＊住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した
- ＊多額の医療費を支払った
- ＊寄附金・義援金を支払った
- ＊年の途中で退職した
- ＊令和5年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、源泉徴収されている など

ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方へ

医療費控除などのために確定申告を行う場合や6団体以上に寄附した場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。通常の寄附金控除と同様に申告をしてください。

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署
※申告書の「控」が必要な方は、

宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

オンラインで申告書の作成

国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。作成後は、オンラインで送信するか、印刷して税務署へ提出してください。

相談はチャットボットや電話で

チャットボットや電話でも相談することができます。

＊国税庁税務相談チャットボット

＊国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901
＊e-tax・作成コーナーへ
ルプデスク ☎0570-01-5901

☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

市・都民税、所得税 税制改正のお知らせ

◎森林環境税の創設

森林整備などに必要な地方財政を安定的に確保するため、令和6年度から、市・都民税の均等割と併せて国税として1人年額1000円が課税されます。

なお、平成26年度から課税されていた復興特別税が5年度で終了となるため、徴収される税額の合計に変更はありません。

◎国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

30～69歳の国外居住親族が次のいずれにも該当しない場合は、扶養控除等と住民税の非課税限度額について、適用の対象外となります。

- ＊留学により非居住者になった
 - ＊障害がある
 - ＊扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費のための支払いを38万円以上受けている
- ◎上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と市・都民税とで異なる課税方式を選択できましたが、6年度からは課税方式を一致させることとなります。
☆詳しくは、市民税係へ。

産前産後期間の国民健康保険税を免除 1月から

国民健康保険被保険者で、出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の方を対象に、国民健康保険税を免除します。この場合の出産とは、早産・死産・流産を含む妊娠85日（4か月）以上での出産をいいます。

申請方法など詳しくは、問い合わせるか、市ホーム

ページをご覧ください。
◇免除期間 出産予定月または出産した月の前月から4か月間（多胎は3か月前から6か月間）
※6年1月分以降の国民健康保険税が免除対象です。
☆詳しくは、保険係へ。



国民年金のお知らせ

◎20歳になったら国民年金に加入

国民年金は、病気またはけがで障害が残ったときや老後など、収入が得られにくい時期の生活を公的に支援する制度です。

国内に住所がある20～59歳の方は加入が義務付けられており、20歳になると、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」が送付されます（厚生年金や共済組合の加入者とその配偶者を除く）。

令和5年度の保険料は月額1万6520円です。納め忘れがあると将来の受給額が減額されますので注意してください。

経済的な理由で保険料の納付が困難な方には、納付が免除（全部または一部）・猶予される制度があります。また、学生で納付できない方には、納付が猶予される学生納付特例制度があります。希望する方は、市役所年金係または東部出張所で申請してください（いずれも所得制限あり）。
☆詳しくは、年金係へ。

◎障害のある方には

20歳になる前の病気やけがが原因で、20歳に達したときに一定程度の障害のある方は、請求により障害基

礎年金が受けられます。
なお、本人に所得があるときは、その金額に応じて支給が制限される場合があります。
☆詳しくは、年金係へ。

◎老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付

日本年金機構から、令和5年中の年金の支払総額や源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。所得税や市・都民税の申告をする際に必要ですので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。
☆詳しくは、ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

◎国民年金保険料案内業務の民間委託

日本年金機構では、保険料を納め忘れていた方への電話・文書による納付案内の業務について、次の民間事業者に委託しています。
◇事業者 株式会社バックスグループ ☎0800-808-7000
☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。